

協同組合運動と労働運動

芝 田 進 午

はじめに

さきごろ、わたくしは「労働者階級論の問題点と課題——『労働者階級の発展水準』の概念をめぐって」¹⁾といいういさか大きな題をもつ論文を書いたが、そのなかで「労働者階級の発展水準」をあらわす指標の1つとして、「協同組合の組織率とその指導者・活動家の数と質、協同組合民主主義の発展水準」ということをあげておいた。

「労働者階級の発展水準」というマルクスの概念はきわめて重要な意義をもつものであるが、わたくしのかぎられた知識では、その概念のもとになにを理解するか、その指標としてどのようなことがあげられるかについて論じた研究はみあたらないようである。したがって、これについておそらくはじめて考察した上記の拙論はいくつかの誤りをふくんでいるのではないかと思われるが、そのような指標の1つとして、協同組合運動の発展水準をあげたことについては、珍らしい意見だと思われた方が少なくないようである。そこで、この機会をかりて、わたくしが協同組合運動をそのように位置づけることについての説明を補い、大方の御検討をおねがいすることにしたい。

1. 協同組合の現実的意義

さて、今日のわが国における協同組合ならびに

協同組合運動をどのように評価するにせよ、われわれは、事実の問題として、協同組合が国民の生活と生産（農林漁業生産）において大きな比重を占めている現実を確認しないわけにはゆかない。

1982年3月末現在の統計によれば、生活協同組合の組合員数は、購買生協723万人、医療生協66万人、住宅生協75万人、共済生協1,100万人で、合計1,963万人であった。また他の協同組合の組合員数は農業協同組合786万人（うち准組合員＝非農家組合員224万人）、漁業協同組合53万人、森林組合18万人であった。

こうして、これらの組合員数は、総計すると2,820万人に達した。1982年、労働組合の組合員数は1,253万人で、その組織率は30.5%であったから、これとくらべてみても、協同組合員の数（複数の組合にまたがる者をふくむであろうが）の大きさが容易にわかるであろう。そして、これらの組合員はすべて成年者であろうから、その家族をふくめると、協同組合の組合員とその家族の数は、日本の人口のうちで非常に高い比率を占めていることになる。

それらの協同組合の経営規模についてであるが、生活協同組合の年間供給事業高は10,985億円、農業協同組合の年間販売事業高は57,374億円、漁業協同組合のそれは14,200億円、森林組合のそれは955億円であった。

また、これらの数字と重複するが、日本生活協同組合連合会関係の生活協同組合の経営状況をみ

ると、1982年においては、組合員数782万人、班の数は322,959で、総事業高は13,560億円（日本全体の小売額のうちに占める比率は、まだ2%程度で小さいとはいえる）であった。

こうして、協同組合の数と規模はますます大きくなっているわけであるが、それとともに、これに雇用される協同組合労働者（役員をのぞく）の数も増大してきた。1983年、生活協同組合に雇用される労働者の数は、正規職員36,017名（うち女性は15,748名、43.7%）、パート職員33,129名で、計69,146名であった。また、農協（総合農協のみ）の労働者（ただし参事3,308名をふくむ）の数は、1981年当時、286,377名であった。

ここでは、これらの数字の統計上の問題点に立ち入ることはできない。また、生活協同組合のうちの購買生協については、それらがさらに地域生協、居住地職域生協、職場職域生協、大学生協、学校生協に区分されるが、それらの特徴についても立ち入る余裕はない。しかし、いずれにしても、ここで確認できることは、少なくとも「協同組合法」（「消費生活協同組合法」「農業協同組合法」など）にもとづき、「協同組合」と名のる組織がこのように大きなものになっていること、国民の大多数の生活が、程度のちがいはある、協同組合と関係している現実である。

もちろん、これらの「協同組合」といわれる数多くの経営組織（生活協同組合〔日生協会員〕は765組合、農業協同組合は4,473組合、744連合会、漁業協同組合は2,155組合、95連合会、森林組合は1,892組合）のうちには、協同組合の本来の理念にふさわしくないような問題点をかかえているものもあるであろう。しかし、少なくとも、それらが、株式会社ではなく、利潤追求を目的とする資本ではないこと、理念と規約においては、組合員の協同と相互扶助、利用高配当、自主管理の精

神、ならびに組合員1人1票制を原則とする協同組合民主主義をたてまえとしていること、したがってそれらの原則にもとづくべきだという組合員大衆の要求をみとめざるをえない経営組織であることも確認されなければならない。

2. 協同組合運動への新しい動向

協同組合運動の意義は、協同組合という名称をもつこれらの経営組織にのみかぎられるわけではない。

たとえば、新聞・オフセット印刷機の製造で注目された浜田精機は、1974年、三菱重工の圧力によって倒産させられたが、これにたいして全国金属労働組合浜田精機支部は、工場占拠、自主管理をおこない、印刷機の修理・製造をつづけ、1979年、ついに完全に勝利して、解決金1億円を獲得し、労働組合が新会社を再建した。また、小松製作所の傘下にあったイースタンヂーゼル社は、1975年、小松製作所の介入で破産させられ、労働者全員が解雇された。これに対抗して、全国金属労組イースタンヂーゼル支部は、会社再建、雇用確保をめざし、工場占拠と自主生産をつづけ、1979年、完全に勝利した。さらに1977年、ペトリ・カメラが倒産させられたさい、全国金属労組ペトリ支部は、工場管理をおこない、新型カメラを自主的に開発して自生産・自主販売をつづけ、1980年に勝利し、新会社ペトリ工業を設立した。

これらの労働組合の闘争の場合、労働者たちは数年にわたり、企業を自主的に管理し、生産をおこない、経営を成功させてきたのであって、これらの闘争は、事実上、生産協同組合としての闘争であったといえないであろうか。労働組合が生産協同組合としての役割をはたし、そのようなものとしても勝利したといえるのではないであろうか。

労働組合運動におけるこのような新しい動向は、全日自労建設一般労働組合（中西五洲委員長）においては、い・う目的意識的にとりくまれてきた。全日自労は、1967年頃から失業対策事業の「民主的改革」²⁾といわれる労働運動の新しい方針を追求し、みずから雇用機会を創出するよう努力してきた。その結果、1971年、西宮市で中高年者の雇用のための「事業団」がつくられたのを皮切りに、全国各地で同じ目的の事業団が組織され、1979年、それらが結集して「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」が結成された。現在、それに加盟した事業団は200団体で、常備の就労者は5,000人および、主として造園緑化、病院内サービス、健康福祉事業、ビル管理などの事業をいとなんんでいる。計画研究中の新事業は、地域環境保全事業、無添加食品の生産、資源再利用事業などで、1985年には400事業団、就労者30,000人に拡大することをめざしている。また、その教育指導活動としては、常設の職業訓練学校をもうけ、技術研修会、事業団学校等をも開催している。

この事業団運動の意義について、中西五洲・理事長は、中林貞男・日本生活協同組合連合会会長との対談で、つぎのように述べている。

「私も生協をやってきましたが、これは重要な運動だなあ、と感じました。労働運動にはないものがあるし、そこでの教訓は、労働運動にも役立つものです。……生活協同組合運動には、消費の協同化という面と同時に、生産の面もあると思うんです。中林さんたちの消費協同組合の運動は、世界に出しても、はずかしくないほど成長していますが……。

じつは、私たちの事業団は、生産協同組合をめざしているんです——失業した人が組織をつくりましてね……。私は、こういう運動が労働者の中からおこる必然性があるようだと思うんで

す。……中林さんが30年前に消費協同組合に挑戦して、ここまで発展させてこられたわけですから、こんどは、私たちが生産協同組合に挑戦したいと思います。」³⁾

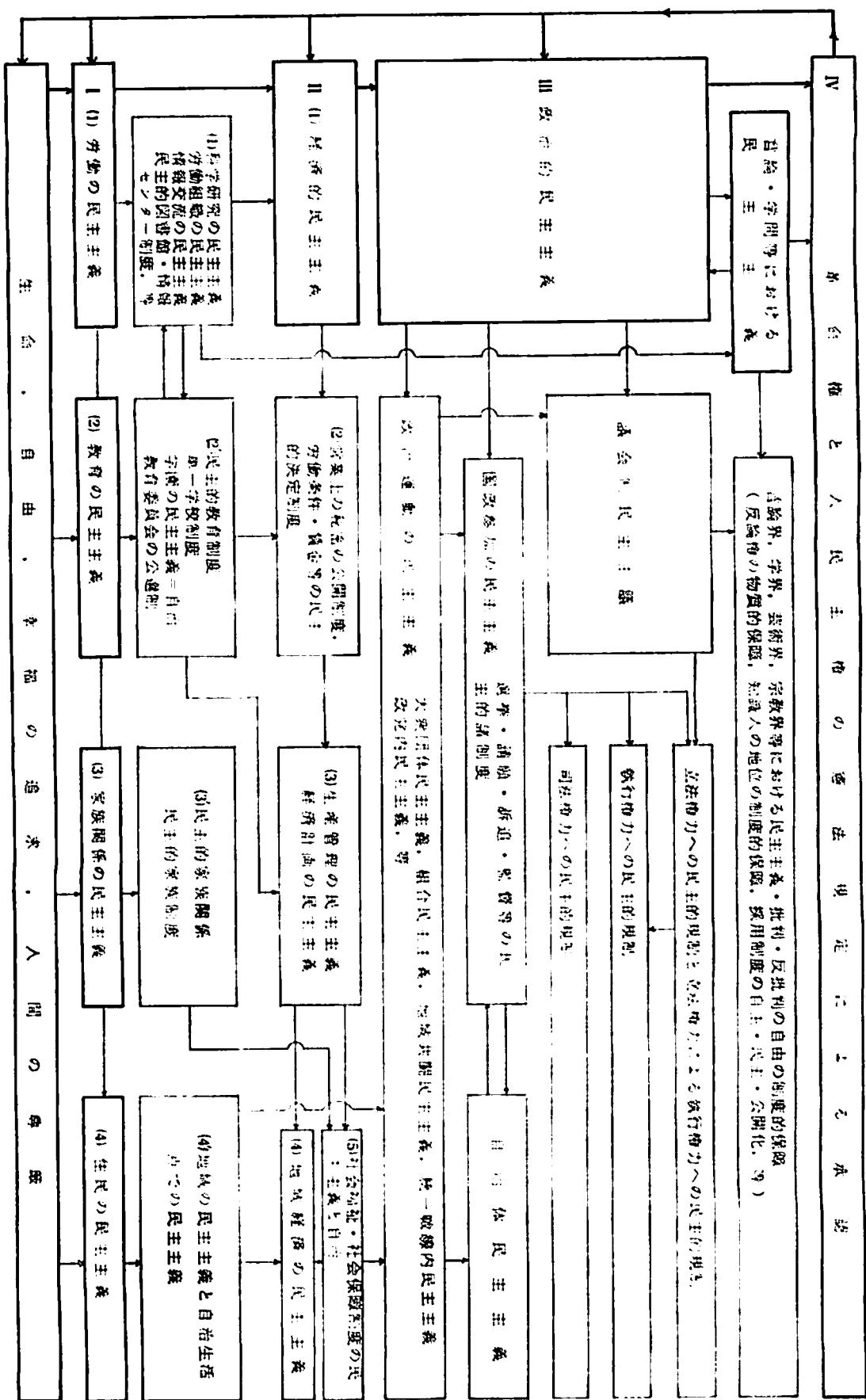
生産協同組合に挑戦するという中西理事長の発言に注意されたい。また、わたくしのコメントを1つくわえれば、消費協同組合としての日本生協連も、1978年に株式会社コーポクリーンを設立し、無害の洗剤を生産し、また灘神戸生協、かながわ生協、みやぎ生協などがパン、豆腐などの食料品を生産する事業に進出していること、まったく小さい比重にすぎないであろうが、それらが生産協同組合的要素をももとうとしていることに注目したい。こうした事情をみると、われわれは、協同組合運動の発展が、国民の消費生活にとってはもちろんのこと、労働運動にとっても大きな意味をもつようになりつつあること、また労働運動それ自身のうちに協同組合運動を志向する傾向があらわれつつあることをみないわけにはゆかない。

3. 若干の理論的問題点

前述のように、わが国に、数多くの協同組合が現実に存在し、その組合員の数が人口のなかできわめて高い比率を占めているとすれば、また協同組合運動をめぐって、まだ萌芽的とはいえ、新しい動向がうまれつつあるとすれば、それらは、協同組合運動の理論⁴⁾にとって、どのような問題点を提起しているであろうか。つぎに、それらについての私見を要約することにしたい。

第1に、協同組合が本質的に民主主義的な組織の一形態であることについては、だれも異論がないであろう。では、協同組合民主主義は、「民主主義の理論」からみて、どのように位置づけられるべきであろうか。

現代民主主義の制度の体系



- ただし、ここでは国際関係における民主主義については省略する。

図は、拙著『現代の課題』11、II巻（青木書店、1978年）より再掲。

かつて、わたくしは民主主義の諸制度、諸形態を断片的・羅列的に把握する「民主主義理論」の通説を批判し、それらを有機的な全体をなす体系的なシステムとして把握することを提倡し、それを「現代民主主義の制度の体系」（別図）として提案したことがある。いま、この別図についてくわしく説明する余裕がないので、それについての拙著⁵⁾の参照をおねがいするとして、ここではそれを前提として補説するにとどめるほかはない。

さて、私見によれば、生産協同組合は、別図のなかの I(1)労働の民主主義（生産点・職場における民主主義）の重要な一環であるとともに、II(1)経済的民主主義の一環でもある。生活協同組合は、I(4)住民の民主主義の一環であるとともに、II(1)経済的民主主義の流通・消費過程ならびにII(4)地域経済の民主主義の一環でもある。学校生協・大学生協は、I(2)教育の民主主義のなかで、具体的には学園の自治・大学の自治のなかでの構成要素として位置づけられることが求められる。農協・漁協・森林組合については、現在のところ、流通・信用分野での協同組合としての性格がつよいが、本来は、生産協同組合としての性格をもつものであり、また将来、そのような性格をつよめざるをえないものであって、そのかぎりで、I(1)労働の民主主義、II(1)経済的民主主義の一環として位置づけられることができよう。

この点で、協同組合は、生産点・生活点とむすびついた民主主義として、わが国で確立されるべき「現代民主主義の制度の体系」のなかで基礎的位置を占めるものであり、その重大性はどんなに強調してもしすぎることはない。けだし、人民は、生産点・生活点において自主的に生産と生活を組織し管理できないかぎり、またそのような能力をもたないかぎり、上部構造をふくむ社会全体において民主主義を実現できるはずがないからである。

第2に、現存する協同組合についていえば、それらが独占資本主義の大海上のうちにあり、独占物価体系、資本主義的竞争、借入金の利子率等によって、その正常な発展が制限されていること、それらによって協同組合のうちに資本主義の法則が貫徹していること、その結果、協同組合民主主義が軽視され、重められる傾向がはたらいていることは説明するまでもない。また、このことが、協同組合への組合員・非組合員大衆の組織的結集をさまたげていることも否定できない。

したがって、協同組合にとっては、みずからたちへの資本主義と官僚主義の論理の浸透を克服するため、点検活動・批判と自己批判の活動・教育活動を組織することは死活の意義をもつものである。そのような資本主義と官僚主義の論理の浸透を克服するための運動と組織の原則として、ここでは参考までに「中高年雇用・福祉事業團全国協議会」がかかる「事業團7つの原則」を紹介したい。

1. 良い仕事をやり、地域住民、国民の要求と信頼にこたえる事業をおこないます。
2. 自主・民主・公開の原則を確立し、経営能力をたかめます。
3. 労働者の生活と権利の保障をはかります。
4. 労働組合のはたす重要な役割を認識し、組合活動を保障します。
5. 団員の教育・学習活動を重視します。
6. 地域の住民運動の発展と結合してとりくみます。
7. 全国的観点にたち、力を合わせて発展させます。」

ここにのべられている7原則は、自明のことのようにみえるかもしれない。しかし、このような原則が厳格に、日常的に、実践されていたならば、たとえば鳥取県西部生協でおこった倒産のような

事態はおこらなかつたであろう。

協同組合民主主義の原則をスローガンとして強調することはやさしい。問題はそれを実践すること、「組合員を主体とする」^⑨ことであつて、そのためには、班レベルから定期的な点検の制度を確立することがもとめられる。このことは、民主主義の理論全体にとっても重要な課題である。

第3に、協同組合民主主義の重要な特徴は、民主主義のその他の制度とくらべて、とくに管理・経営・実務の能力の形成なしにはなりたたないことである。したがつて、協同組合は、管理・経営・実務の能力の学校でもあり、そのような能力をもつた人格を養成する組織でもあらざるをえない。資本主義的企業は「労働の分割」をつよめ、「一面発達の人格」を形成するが、これとは反対に、協同組合は、その理念にしたがうかぎり、「労働の転換」を計画的にすすめ、「全面的に発達せる人格」の形成にむかって努力しないわけにはゆかない。そして、おそらくこのことが協同組合における官僚主義発生の可能性、その基盤を克服するであろう。この意味で、協同組合の理論は、人格形成の理論としても展開されなければならない。

第4に、協同組合の民主的発展を保障する決定的な条件の1つとして、協同組合労働者の労働運動をいかに発展させるかという課題が提起される。また、そのためにも、「協同組合労働」の理論的規定と「協同組合労働者」論の理論的解明がもとめられる。「協同組合労働」は、マルクスの「労働」概念の諸側面のうちでもっとも重要なものの1つであつて、資本にたいする「労働の自由」¹⁰のための闘争のモデルになる労働であり、また未来社会における自由な労働を先どりしている労働である。わが国における「協同組合労働」の実態と協同組合労働者の状態については、これまで、その疎外された貧困な現実があきらかにされてき

た。¹¹それについての調査と研究をいっそう推進するとともに、疎外されざる「協同組合労働」として確立してゆくための闘争の見とおし、方法を研究することも、重要な理論的課題である。

第5に、すでに示唆したように、労働組合運動は、ある意味で、協同組合運動にならざるをえないという性格をもつものである。けだし、御用組合は論外として、階級的・民主的な労働組合は、結局のところ、賃金制度の廃止、疎外されざる自由で自立的な労働の実現をめざさないわけにはゆかないが、このことは、資本家ないし資本家の経営者が退陣すること、労働者が生産を自主的に管理することをもとめるものだからである。そして、これこそ「協同組合労働」を実現することにはかならず、この点で、労働組合運動は、「協同組合労働運動」に転化せざるをえないものである。マルクスが、その「労働運動綱領」というべき重要な文書¹²で、わざわざ一項をもうけ「協同組合労働」を大きく位置づけたゆえんである。

この意味で、わが国で現におこなわれている「協同組合労働」（ただし、現実には、協同組合民主主義の未成熟によって多くの疎外をまぬかれていない）は、労働組合運動全体にとって重要なモデルとして参考になりうるものであり、また労働組合運動には、協同組合労働運動（具体的には生協労連、農協労連の運動）と連帯し、交流することが期待される。また、生活協同組合運動には、さきに紹介した全日自労とその事業団の運動、他の労働組合の生産管理闘争の問題点を研究することが期待される。これらのこととは、労働運動の理論にとっても、協同組合運動の理論にとっても、新しい課題と展望を提起するものである。

第6に、労働組合運動におけるこのような新しい側面は、株式会社との対抗関係において協同組合を位置づけるマルクスの規定¹³につながつてく

る。資本と対決する労働者階級は、国家権力と闘争し、国家権力の獲得をめざしつつ、みずから経営をになう条件ができるときには、協同組合をつくらなければならず、また協同組合生産を成功させなければならない。このことは、反獨占民主主義における協同組合運動の位置づけにつながり、さらに社会主義への移行における協同組合の役割の復権につながるであろう。

ロシア革命をはじめとするこれまでの「社会主义、革命においては、労働者政党による国家権力の獲得を前提として、生産手段の国家所有とそれにもとづく国営企業の創設が社会主義への移行の普遍的なモデルとみなされてきた。そして、社会主义への移行における協同組合と「協同組合労働」の意義については、むしろ低く位置づけられてきた。しかし、マルクスのパリ・コンミュンについての研究ならびにレーニンの協同組合についての一連の著作は、社会主義への移行における協同組合の役割について正当にも高く位置づけていないであろうか。ユーゴスラヴィアでの社会主義への移行については、なお困難な問題点が少なくないとはいえ、少なくともソ連型の移行とはちがったタイプがありうること、「協同組合労働」の比重がいちじるしく高い移行のモデルがあることをしめしていないであろうか。

さらに、マルクスは、未来社会を「自由な協同組合労働の巨大な、調和ある一体系」¹¹⁾として特徴づけたことがある。また未来社会は、新しい共同体 (Gemeinwesen, Commune) の社会、新しい共同体 (Gemeinschaft) の復活・再建の社会であるといわれているが、それはまたマルクスのいう「諸協同組合の連合体」ないし「諸協同組合の全体」¹²⁾でもある。すなわち、未来社会は、新しい「協同組合の連合社会」 (co-operative societies, Genossenschaften) でもあり、また「協同社会」

「連合社会」 (Assoziation) でもある。わたくしが「協同組合労働」が未来社会の労働を先どりしているとのべたゆえんである。

こうして、「協同組合労働」は反獨占民主主義と社会主義への日本の道において重要な役割をはたすものであり、協同組合の理論をこのような展望においても深めることがもとめられる。

最後に、……そしてもっとも重要なことであるが——、そのような未来社会への展望をきりひらくためにも、協同組合運動にとって緊急に必要な課題は、核戦争を阻止し、核兵器を撤去させ、核兵器を廃絶させること、生命・生存・生活のための闘争、そのための政治闘争、国家権力との闘争を積極的・全面的に推進することにある。前述の「現代民主主義の制度の体系」によって示唆されているように、協同組合民主主義は、それだけで孤立しては存在しえず、民主主義のすべての制度体系の一環としてのみ存立でき、また発展できる。協同組合民主主義の発展のためには、政治的民主主義、その他の民主主義が発展させられなければならない、また後者の発展は前者の発展をもとめる。

日本生協連は、これまで反核・平和・生命・生存・生活のための闘争できわめて大きな役割をはたしてきた。その実践を理論化し、その教訓を他の協同組合運動、大衆運動にひろげ、深めることも、協同組合運動の理論の重要な課題である。

注

- 1) 『経済科学通信』40号、1983年11月。
- 2) くわしくは、松沢常夫「全日自労の『民主的改革』闘争の意義」(『マルクス主義研究年報』1980年版、合同出版、所収) 参照。
- 3) 『じぎょうだん』36号、1982年9月10日付、傍点引用者。
- 4) わが国の協同組合運動の理論の最近の成果として、坂寄俊雄編『生活協同組合と現

代社会』(1978年、法律文化社)、山田定市『地域農業と農民教育』(1980年、日本経済評論社)、坂寄俊雄編『地域生活と生協運動』(1981年、法律文化社)、平井正文「住民本位のまちづくりと生協運動」(『季刊・生協労連』40号、1982年5月)、山田定市「生活問題の現段階と協同組合」(北海道大学『教育学部紀要』42号、1983年3月)等がある。教えられるところ、賛成するところが多いので、ここでは重複を避け、筆者にとって関心のある問題点をかかげるとどめる。

- 5) 「民主主義の理論」は、まだ科学になつたとはいがたいところがあり、その科学的展開は、なお追究されるべき課題である。筆者の試論として、拙著『現代の課題』Ⅰ、Ⅱ巻(1978年)、同『現代民主主義と社会主義』(1982年、ともに青木書店)がある。
- 6) 福武直「組合員は主人公か」「商品流通と生協経営」98号、1984年2月。
- 7) 「労働の自由」概念の重要な意義については、拙著『現代の課題』Ⅱ巻(第Ⅰ部、Ⅱ章)参照。

- 8) 生協労連編『生協労働者と今日の生協運動』(1969年、民衆社)、労農問題研究会編『農協労働者』(1976年、労農問題研究会)、鈴木文彦「農協労働者の状態と労働組合」(『労農のなかま』1982年11月、12月、1983年2月号)、同「農協労働者の状態と主体形成」(『経済科学通信』40号、1983年11月)を参照。
- 9) マルクス「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」「全集」第16巻。マルクス「国際労働者協会創立宣言」(同)にも、「協同組合労働」についてのきわめて高い位置づけがみられる。
- 10) マルクス『資本論』第3巻、大月書店版、561~562ページ。
- 11) マルクス「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示」(前掲)。
- 12) マルクス「フランスの内乱」「全集」第17巻、319ページ。(最初の英文テクストでは united co-operative societies、それを訳した独文テクストでは Gesamtheit der Genossenschaften)である。

あとがき 本稿を草するにあたり、文献・資料等の便宜をあたえられた青竹豊(日生協)、西村一郎(大学生協)、永川祐三(中高年雇用事業団)の諸氏に感謝する。